六　米海兵隊岩国航空基地周辺地域

期間	平成二十八年五月二十五日午後〇時から平成二十八年五月二十八日午後三時まで
地域	山口県岩国市　三角町三丁目（米海兵隊岩国航空基地敷地を除く。）、旭町一丁目から三丁目まで、川下町三丁目、車町二丁目八番から十八番まで、車町三丁目、門前町三丁目十二番から十五番まで並びに門前町四丁目及び五丁目（米海兵隊岩国航空基地敷地を除く。） 門前川の門前橋からフリーダムブリッジの間に囲まれた河川区域及び同河川区域にかかる橋梁部分。 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第百七十三号

伊勢志摩サミット関連行事の三重県志摩市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十日

外務大臣　岸田　文雄

一　中部国際空港

期間	平成二十八年五月二十五日から平成二十八年五月二十八日まで
対象外国公館等の所在地	愛知県常滑市
対象外国公館等の区域	セントレア一丁目一番 セントレア一丁目、二丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十四度五十二分四十五秒、東経百三十六度四十七分四十五秒の点 二　北緯三十四度五十二分五十秒、東経百三十六度四十八分十五秒の点 三　北緯三十四度五十一分四十一秒、東経百三十六度四十八分四十九秒の点 四　北緯三十四度五十一分〇六秒、東経百三十六度四十九分三十七秒の点 五　北緯三十四度五十分四十六秒、東経百三十六度四十九分四十秒の点 六　北緯三十四度五十分四十秒、東経百三十六度四十八分五十八秒の点 七　北緯三十四度五十分十六秒、東経百三十六度四十九分〇四秒の点 八　北緯三十四度五十分十秒、東経百三十六度四十八分二十二秒の点

二　志摩スペイン村第三駐車場

期間	平成二十八年五月二十五日から平成二十八年五月二十八日まで
対象外国公館等の所在地	三重県志摩市　磯部町坂崎五百十番四
対象外国公館等の敷地	三重県志摩市　磯部町坂崎（次の図面に示す部分に限る。） 一　北緯三十四度二十一分十二秒、東経百三十六度五十分二十四秒の点 二　北緯三十四度二十一分〇一秒、東経百三十六度五十分四十四秒の点 三　北緯三十四度二十分三十四秒、東経百三十六度五十分二十七秒の点 四　北緯三十四度二十分三十七秒、東経百三十六度五十分〇六秒の点 五　北緯三十四度二十分五十二秒、東経百三十六度五十分〇一秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

三　伊勢神宮（内宮）

期間	平成二十八年五月二十五日から平成二十八年五月二十八日まで
対象外国公館等の所在地	三重県伊勢市　宇治館町一番
対象外国公館等の区域	三重県伊勢市　宇治館町及び宇治今在家町（次の図面に示す部分に限る。） 一　北緯三十四度二十七分四十三秒、東経百三十六度四十三分三十五秒の点 二　北緯三十四度二十七分四十一秒、東経百三十六度四十三分四十四秒の点 三　北緯三十四度二十七分十二秒、東経百三十六度四十三分四十五秒の点 四　北緯三十四度二十七分〇三秒、東経百三十六度四十三分三十九秒の点 五　北緯三十四度二十七分〇五秒、東経百三十六度四十三分十六秒の点 六　北緯三十四度二十七分十四秒、東経百三十六度四十三分〇五秒の点 七　北緯三十四度二十七分三十七秒、東経百三十六度四十三分十秒の点 八　北緯三十四度二十七分四十一秒、東経百三十六度四十三分十七秒の点
対象外国公館等の敷地	三重県志摩市　磯部町坂崎（次の図面に示す部分に限る。） 一　北緯三十四度二十一分十二秒、東経百三十六度五十分二十四秒の点 二　北緯三十四度二十一分〇一秒、東経百三十六度五十分四十四秒の点 三　北緯三十四度二十分三十四秒、東経百三十六度五十分二十七秒の点 四　北緯三十四度二十分三十七秒、東経百三十六度五十分〇六秒の点 五　北緯三十四度二十分五十二秒、東経百三十六度五十分〇一秒の点
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

四　志摩観光ホテル

期間	平成二十八年五月二十五日から平成二十八年五月二十八日まで
対象外国公館等の所在地	三重県志摩市　阿児町神明七百三十一番
対象外国公館等の敷地	三重県志摩市　阿児町神明（次の図面に示す部分に限る。）